にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（氏名変更の届出）

第十九条　老齢基礎年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3～5　（略）

（住所変更の届出）

第二十条　老齢基礎年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実のあつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

二の二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（年金払渡方法等の変更の届出）

第二十一条　老齢基礎年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関又は当該機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第十六条第一項第八号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ　（略）

三　（略）

給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（氏名変更の届出）

第十九条　老齢基礎年金の受給権者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名並びに生年月日

一の二　基礎年金番号

二　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

3～5　（略）

（住所変更の届出）

第二十条　老齢基礎年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、住所を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実のあつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

二の二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（年金払渡方法等の変更の届出）

第二十一条　老齢基礎年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第十六条第一項第八号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　（略）

三　（略）